

定額減税ってどういう制度なの?
どういう処理が必要なの?

確定申告に 向けた定額減税 実務対策セミナー



1人当たり4万円の定額減税などを盛り込んだ2024年度税制改正関連法が成立し、6月から給与や賞与等において住民税と所得税が減税される「定額減税」の制度がスタートしました。

本セミナーでは、「年次で行う年末調整」「確定申告」で押さえるべきポイントや、よく質問を受ける内容についても触れながら、「実務上どう対応すれば良いのか」について解説します。

《日 時》 令和6年 10月22日(火) 13:00～15:00

《会 場》 シーモールパレス
(下関市竹崎町4-4-8)

《対 象》 中小・小規模事業者

《定 員》 40名
(1事業所1名に限らせて頂きます。)

《主 催》 下関商工会議所

《カリキュラム》

定額減税の制度概要

《給与支払事業所向け》

年調減税事務の手順

《事業所得事業者向け》

確定申告の手順

住民税の取扱い 他

**参加
無料**

会員・非会員
問わず

※最新情報を盛り込むため
内容が変更となる場合があります。

講 師



株式会社エイチ・エーエル提携講師

みやもと しんいち
宮本 伸一 氏

2000年KPMG税理士法人入所をスタートに法人の申告書(法人税、消費税)及び個人の申告書(所得税)作成業務に携わり、現在は、坂口税理士事務所に入所し、お客様の帳簿記帳のサポート、各月の源泉所得税の納付手続き、法人税、消費税、所得税、償却資産税等の税務全般の申告書作成及び納税業務に携わり、事業者支援に奮闘している。
税務領域は複雑でお困りの事業者が多い中、事業者目線に寄り添い分かりやすく説明して事業者から高い信頼感を得ている。

《申込方法》 右記二次元コード(Googleフォーム)にてお申込みください。

《申込締切》 10月4日(金) ※定員になり次第締め切ります。

《お問合せ先》 中小企業振興部支援課(阪本・渡辺) TEL:222-3333

